地名考 下

和書門
類
二九三六五九
號
二三七
函
一二
架
三
冊

内閣文庫
和書
類
二九三六五
號
三
冊
二六七
函
一七
架

内閣文庫

番號	和	29365
冊數	3	(3)
函號	267	85

地五六

国立公文書館
National Archives of Japan

信濃地名考下編

吉澤 好謙 輯

久米路乃橋

拾遺 埋もれ木の花咲くやこの世にはよしへなりけり

内一〇九四八號

おの舟哥枕名寄に久米路橋信濃能因哥枕に在之と又大和萬葉同名ゆえ説あると大和ハ中絶る事よりこゝ志那のハ中ゑるさるによりとゝ

大和國來目ゆえ岩橋ハ一言主神の造る不説畧之

拾遺 岩はしのよるのちぎりもあるものを逢ぬ夏ゝいくよひさしかるらん

春宮女藏人 左近

雲葉 御集 たにくゝふるけのうゝもしくゝなへても絶てまゝふる久米の岩橋

後嵯峨院

大和國葛上郡西 平石村

國石河郡

古帖ゝ清正ゝくゝなやゝめけつゝさ橋ゝるとゝよのあゝハ皆大和ゝり今掛河内

の山上に石橋あり其濶可五尺長七尺許

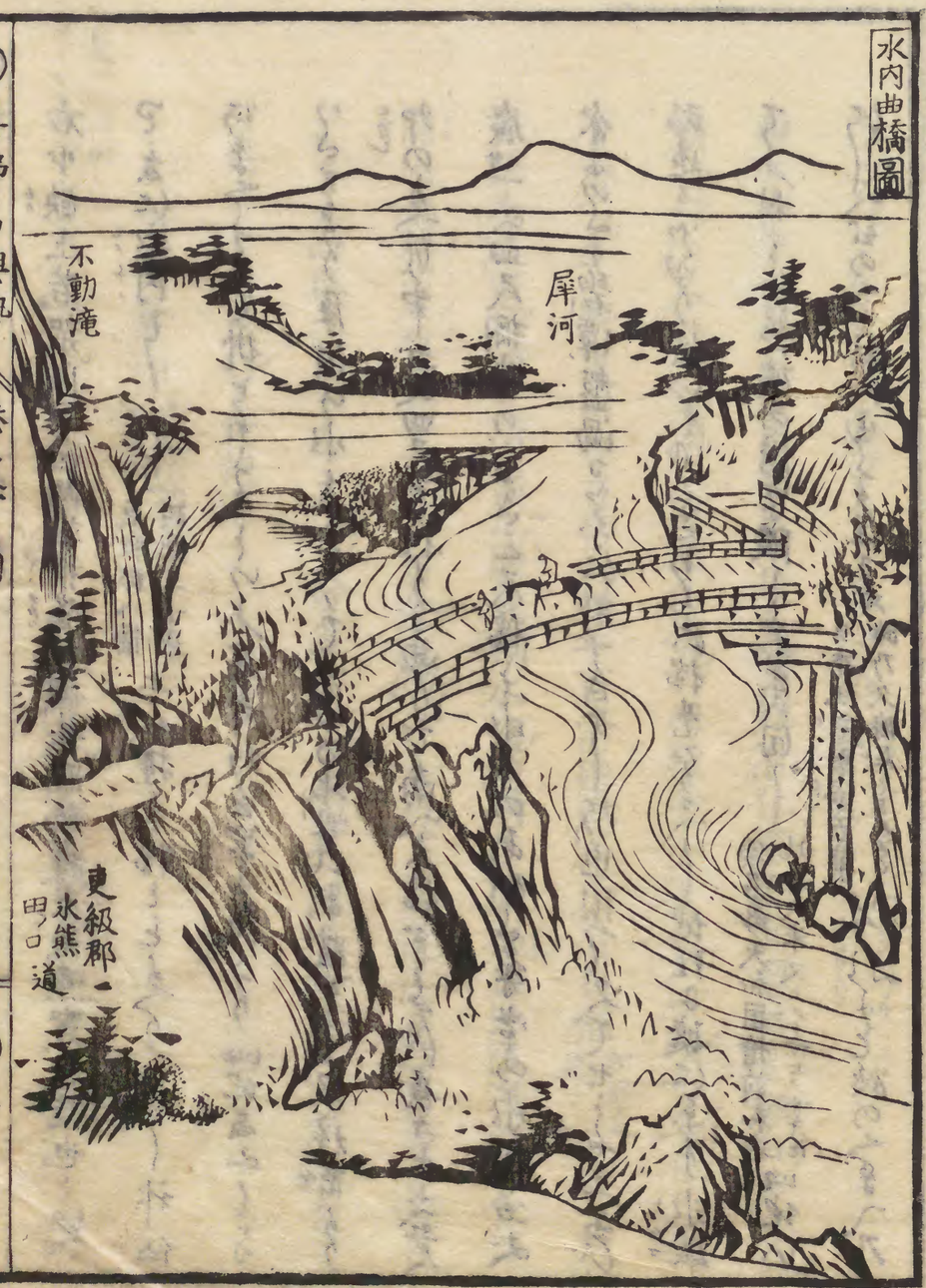
水内曲橋圖
不動滝
犀河
更級郡
水熊
田口道

水内新田道
マンダラ岩

右少缺上若架版者四両端稍隆似欄基形勢將及南峰實天造也〻〻
又に水内ちあり　更級郡八幡西北二十里　土人撞木橋とよぶ〻〻神仙
ゆよりて掛たるうとしいへ其奇巧云ばかり此地あ山とな
るせうり屋河の水ながうして落ゆの北崖は半腹をうちて橋面ろう
卯の方へ引申五丈四尺ばかり曲りて南へ大橋をうて長さ十丈巾
廣サ一丈四尺欄基のたかさ三尺橋と水とのあひだ常の水まで五丈
余ありて碧潭盤渦ふかふに肝すさまじ〻〻巧匠相つぐて七〻せ上ぶ
路遠る不ふり按いそゆふこゆちは橋をなるへし　地理よ據に赤丹永熊
てふ村ちも熊八隈の借字隈と久米八同し　倭名鈔大和国檜前和名比乃久米又ヒノクマ　ヒノサキ尼　此地い
けしへ云のくまとは出ける名ゆ　日本紀矩磨逕万葉路乃久麻尾とうるとい
ろはとは路のくまへ乃

雄略紀来目河を作る
来目久米通用ふり
橋多れは書日鏡の名ひるしうしは
●日本紀推古天皇二十年自百濟國有化來者其面身皆斑白若有白
癩中略仍令搆須彌山形及吳橋於南殿時人号其人曰路子工亦名芝
耆麿云云　野史曰推古帝二十年百濟國帰化人有白癩知紀文略之　又巧掛
長橋令造遣諸國三河國八脛長橋水内曲橋木襲梯遠江國濱名橋會津
闇川橋兜岩猿橋等其外二百八十橋云云あれ〻の説出處詳ふ〻すと
いへとも此橋ばかりはあ人のあくまとそ云へしこのみちこれたくみかと
や造りとめあんとおほせ

高御倉山　名所集往々信濃とす

長秋詠草
うちさらめ多ふるみ　ふ初ゆ多りぎさめひ思代ゆ神のあ多〻　俊成

支那集云高御倉山近江大嘗會御屏風已日退出音聲皇大后宮俊成卿うこ紀多さ〻ら保ゆ〻〻山行もさ〻りとよ〻くあり又栄花物語巻十長和元年の条六十七代三條院大嘗會悠紀方いなつさ哥さ〻との郡神示哥参入青坂〻るみ〻〻山楽の俗の哥の高さ地楽の急の哥かか山あで青聲やす川とありて祭主輔親の哥云首見くあると高御倉山を江あり多よくゆ〻〻こ〻し支高御座をもて山を稱さ〻る事坂にうと今或戸隱山を見あり多とりれ況あれ云ふ也す

附●戸隱山奥院手力雄命中院思兼命宝光院表春命とし坊舎九五十三院奥院十二坊中院廿四坊宝光院十七坊別當天台勧修院両界山顯光寺領千石東鑑顯光寺天台山末云云拾芥抄曰戸隱山影光寺古佛遊行所云影宜作顯九頭龍窟地主神九頭龍權現毎夜米三舛炊之並以梨子爲神供

云中院比丘尼石より女人禁○太平記越中黒水竜宮より修進按ず黒水北方の神号乳村上帝康保の比ようや戸隱山釈長明年廿五ありて絶言語誦法華経後積薪自焚失矣と元亨釈書より云へり按ニ戸隱山嶮然屹立ストして東に秀り越中の列岳西に争ひそびえ北に妙高山あり中に安曇郡を帶てうるに眺ニ山布と多碁石のあ〻ーそれと山深ーと人跡まれよりー妖賊あてありて民の害をなすーーる事ありーり世に云源満仲戸隱山の鬼神を平げ天下國中川の山賊を討と原満仲為信濃守年代可追考村上田融花山三代奉仕轉任國云云○美乃の中川按神名式惠奈郡中川神社其地平或ハ今の中洋川あり多ゆ又云平維茂戸隱山の鬼を斬と維茂平兼忠子貞盛養子とし信乃守帶刀後五位上鎮守府將軍世に余五將軍と称す按田融院御宇天延年中為信濃守今越後國蒲原郡岩屋村平等寺に墳墓ありと又云原頼義戸隱山の鬼を斬ずと太平記に見へあり或因村丸鬼神退治云以上正説未詳八面大王といひわるる王ゆ俗説多〻必誣べ〻

い按延暦の源は陸奥の蝦夷阿黒麿を西毛越の
根夷の魁帥なりとせやつけりの山の名われなるべし

●日本紀持統天皇五年八月遣使者祭信濃國須波水内等神云云

按水内等神は即戸隱神社なるべし　天平年中神帳を勅造とあれども
夫木
ふかれ浪也風のとりこいせよとあるも此ものにかの神なるべし　家長朝臣

按神名式水内郡風間神社　風間村社今八幡と称　一説此等は風の神社の事なるべし或風
を除さ出ずれを風神と祭る事なるべし来詳　中巻諏方條下に出す

津まりの社　出八雲抄　未詳

按は水内郡妻科村は社あり　須波上　下と称　土人つまりの村と呼ひたるなるべし
社と唱へ書神もつまりといひて淫事多き故多好変の言は似る
ア按三代實錄貞觀二年二月信濃國妻科地神授從五位下同五年妻科神

授從五位上云云神名式妻科神社即是也されば妻神の妻も地
名の傍例なる此神は階坂なりあるの義なるべし　倭名鈔筑後國上妻下妻乃
一本國は今水内郡の書山安曇郡の地名又多
大書にあるべし　神は既上巻より
又社名つまりと共社は故ある職者に
あるべしなるべしなるべし代の社は鹿木造あるを角柧なるとの義なるべしと
ちなみに神代紀木國は弁三神の中に五十猛神は木種を蒔生し大
屋津姫は家造の幸なり　柧津姫は材を守るなり角柧の義もこれと
なぞらへ又つまりの名あり史本集に中勢卿のみこれ家の哥合は
拾僧正公朝は苔ふるさ野中の表乃つまりしるもなるべしなるべし神

●貞觀八年二月七日神祇宮奏言信濃國水内郡三和神部両神有忿怒可
致兵疫之災勅國司講師至誠齋潔奉幣並轉讀金剛般若經千卷般若心

経万巻以謝神怒兼厭兵疫云云

按水内郡三和村わり神都いまゝ詳なゝを或神代村是乎

倭名鈔水内郡　郷名八

大田　未詳東鑑大田庄　芹田　世無多今于田ニ作　芋井　伊曽井　善光寺邪是見縁起文　尾張　手波利倍存　大鳴　未詳或云今属高井郡

古野　布無素今布野作　赤生　安加布廃或赤沼乎　中嶋　素加之末方廃村存

●芋井郷善光寺天智天皇三年甲子草創ゝゝ

本堂　向南南北二十九間二尺余東西十七間高九丈八尺云　四號　定額山善光寺南命山無量寺不捨山浄土寺北空山雲上寺

今天台大勧進浄土本願寺共四十八坊　清僧三十一坊妻帯十五坊　領千石

●尾張部ハ姓なゝ彦ハ井耳命の後ゝゝ●古野郷名ハ布留宿禰の姓なゝ

なゝ此ゝ地名津野ハ津姓内野ハ宇遅部浅野ハ朝野の姓なゝなゝ

地名の野の字ハ言助なゝり例多ゝ又東鑑ハ載す市村庄芋川庄小河庄

按當邪竹生の名小河国ゝ称ハ是ゝ地名　若月庄　或若槻作其地未詳　按伊豆守源頼隆信濃國ニ住ゝゝ若月と号頼隆ハ源義家七男陸奥守義隆子也其孫若月押田多朝ゝ氏ゝす

按今の田子村の名ゝ也　弘瀬小市等の地名皆本邪なり

●野史曰推古帝十五年大仁鳥臣往東國　按大仁鳥ハ姓ハ鞍作司馬達等孫多須素子也すゝれゝ巧のは国史よゝり廻筭

野至科野治水内海至上毛治利根海乃割戸河瀧磐　按下總國乎　入雁越開栗栖路

及上邑路云云　按今越中越後の境川の上にあけろ山云いひいつと怪異おけゝゝゝ　今按水内の北邪今彩大阪七八わり野

屈海南小三十余町中ゝ辨天祠ゝ蓮天文年中ゝゝゝ盛　又古内須波東宇治

等の地名あり上古水多ゝ事ゝゝれゝり毛いゝ（の官使禹貢のいさほゝ今

れ日多ゝゝ七ゝまゝのとハ成ゝゝ皇者神ゝまゝを赤沼のゝゝゝの田

為ゝ切ゝゝゝ大王者神ゝまゝを水ゝのすゝゝゝぬまゝ切ゝゝ

つゝ地名多し　也二うゝ草昧の時さてゝ分に成り

●飯縄山　貝原氏云吒祇尼天を祭ると著聞集に知足院殿忠平公の時大行坊といふ効験の僧よりゞざの法を行らせられ久るよ茂中に飯の七尾と行ゝる又た平記に此古侍者外法成就ありと云ふ数ひをとりゝ去の山の麓より何去といふ村あり按西行の歌にとの〳〵岡のおしのすさゝはおひあ〳〵しあけとのゝ志さりかをのゝれくゝび此湖より出るを地名よりや　或人の按に是戸のゝさりゝ戸を宰ゝさ昔ゝ分ゝさと實義ゝる山を仰く地名れて分ゝ名つけゝるゝやゝ

●續日本紀神護景雲二年水内郡刑部知麿友千情篤苦樂共之以下恐闕文　同郡人倉橋部廣人出私稲六万束償百姓之負稲免其田租終身云云　按当郡大倉上倉等を始ゝて仮山郷小倉の地名多ゝ是はよの倉稲郡より出る名にや　●寶亀三年正月水内部人女嬬外從五位下金刺舍人若嶋等八人賜連姓云云

按水内村は本郡草創の地名此時猶以郡稱ゝゝるよ也

●ついてゝ分郡の地名大田吉田石村牟礼柏原村山長井温井荒城等ゝ分地名ゝゝ今の大古間小こまは狗郡るゝゝ富竹は止美境は坂合郡大体は郡保姓今の法守は守保の地名ゝにや又三才の地名有こよあり三歳祝の地名や　三歳祝は天物主五世孫意留太多根子命後　今は越は古志竹生は高生蔵郡は城智郡となるゝゝ鬼無里は著槻里の刑の郡ひきは杵築分は平の畧郡るゝゝ志垣は石垣さの義　志垣冠里りみちりの誤ゝりの有ゝ俗名よ静岡村は山の下の地とゝんゝゝり多つむ

高井乃山

名寄

そのゆゝにゆゝさかもりゝし志ゝの路やこゝる井ゝ山の雲乃ゝ石ゝ山　衣笠内大臣

按ゝる井郡ゝる井郡村あり當郡ゝ開の地名にゝ後より郡の名よりゝ

すゝへし諸国に例あることなり 按井上の地名もかの井の方也といへるへし 據て按するに井山の哥寄名所ニ出れて神野頼る井の山深きまでもあらんさうもなしこと其地をよひて於るはうかてふなるへし 又佐久郡蘆田に蓼科神の里をもとて齋まつる高井の神はすなはちで神山の上にて石井の水あれは井の山と名つけ此も今ある井野の地名に據り井ハ借字にて水の義にあらすはいかゝふみにも為偉渭の類ハ青を借り井居座の類ハ訓を借てり式に高位牧と書倭名鈔太賀為と作て又おれる田居軍防令に防人を前と注せる類

捨玉物名
きるの子ハゆる

犬養乃御湯 名寄信の 八雲抄信の兎も

しるくうしもちていぬかひのみゆるハ菜ちるなり よみ人しらす

按るに井野犬養ハ小県神戸郷を隔て北に野沢湯あり是にやとらへり 温泉の地出没

ありく定まらし七久里 筑摩郡犬吉も地を隔て湯あり 係伊勢一志郡に似たり

犬養乃山 名所集信濃とす

夫木
ちしほの羽風うちはらちみされ朝風さむきいぬかひの山 前中納言俊光卿

按夫木集云いぬかひの山をは永仁大嘗會とみへたり 按九十二代後伏見院大嘗會なるへし

附 佐野 非名所

西行上人撰集抄曰永暦のすゑ八月の比あれのくに佐野のわたりをとほりしにおもしろくも虫の聲々鳴かはりて行過かねて休て聽ゐてそれにくはしをなくに人とぬれ道の前なるをこし草かる女の中にみえたる所あり行入てかれを見むかしをしのひてかりそめになかめしむすひ侍る僧ありしに作れる草にぬそれを見るに下見二人の僧ありて眠れるよしく經を

とゝもりと云

按ずるに井郡田中北湯の西より佐野あり此辺より二僧の墓あり又安曇郡大町の北佐野にも二僧の墓あり其地ともに佐野と云

諸名鈔高井郡 郷名五

稲向 以素無米　日野 比無乃　神戸 村存　穂科 保之素 存　小内 乎宇素 廃

●穂科の穂は高き義にて保科星名ホは偉字之此地は殊より四方不二見山の高き所

霊場なとゝ云ふ事なるべし保僧文治三年二月二品遊于三浦介義澄亭聽郎典特保科宿遊女長為訴在條倉今日召彼遊君有容貌且絶舞踏詠哥云々

●小内郡 其地未詳或小内なと訓誤を加へるものあり按に更級小谷の條よりのぼる北曲勢山の畝のかゝれる所なり内は者の偽字なり小畝の西と云へる所なり或人の示に江部西江部のなまりなるべし

●稲向 郡今桜米持村米子村あり 硫黄名産 東鑑に米用とあるは米むきの義の通なるべし

●日野廃 按今の日野村なるべし日野火を置れたる地名なるべし按日本紀孝徳天皇三年造渟足柵置柵戸 桜沼垂磐舟 越後郡名 同四年治磐舟柵以備蝦夷遂選越与信濃之民始置柵戸云云又齊明紀に北越の蝦夷なり〻八陸奥の蝦夷柵養津刈等の蝦夷ともこゝあり 蝦夷八国名にあらず人の種族也とこゝろ

續日本紀文武帝大寶二年十二月令越後國修理石船柵云云元明紀に曰和銅二年三月陸奥越後二國蝦夷野心難馴屢害良民於是遣使徴発遠江駿河甲斐信濃上野越前越中等國以左大弁正四位下巨勢朝臣麿為陸奥鎮東將軍

民部大輔正五位下佐伯宿禰石湯為征越後蝦夷將軍内藏頭従五位下紀朝臣諸人為副將軍出自兩道征伐云云同七月令諸國運送兵器於出羽柵又令越前越中越後佐渡四國船三百艘送于征狄所其餘征蝦夷事畧之

然後よ儲迫して常よ備わりとゝ古●神戸郷八其を神封の地なり

古菅八神楽よ天神古菅とゝなるなり●井上氏なる邪の氏族ゝ源頼信三男乙葉三郎の嫡満實信濃よ住して井上と号す

孫時田桑洞小坂窪田又采持芦田高梨須田佐久間安本田等なり●高井郡温泉七　野沢　田中　渋湯角間湯　河原湯　仙仁湯　山田湯

●按夜間瀬ハ大郷ゝ　属邑　十二やせをるゝとゝなり方言なるゝとゝなりて

いゝゝゝ小谷を乎宇素と訓もるに西ゝ三代實録曰貞觀二年信濃國正在上

馬背神授従五位下云云同七年馬背神進従四位下同九年馬背神進従三位と

ゝゝゝゝも位階のすゝゝゝゝゝゝゝゝ八ゝゝゝゝゝゝゝ今按馬背八

夜馬背とゝゝゝゝゝゝゝ

●式の笠原牧八伊奈郡なり東濃の笠原牧八　南條　北條　なる井郡なるゝ又云東

條庄狩田郷八旧主式部太輔槃雅なゝなり今呼上條西條中条あり元庄と

ゝゝゝゝ八中代よ出て官家の私田とゝゝゝゝゝ上代よハゝゝゝ

●元暦元年尾藤太知宣賦信濃國中野御牧ゝゝゝゝゝゝゝゝ中郡笠原等に

も属ゝゝゝゝ牧地有ゝゝゝゝゝゝゝゝ

●ついていゝゝる井郡の地名墨坂。越智。高志。野。井上。坂田。犬養。笠原。桜野。中野。狩田

等八姓なるゝゝ吉村八善世よゝ草間八草部。仁礼八大仁の姓。仙仁八千の姓なと

又や辟田ハいふしへの辟田なるへし今此菓子菓持ハ菓使主の姓今の厚貝ハ
縣使の將しさるなるへし志久見ハ千国の地名とせり箕作ハ是物の制造よ出
なるへし今も此處あり至綿村綿内のごときハ皆な河田ハ水の曲なり七ケ
巻腰巻等の巻ハ纒田井の纒なるへし上総の馬来田又望陀よ作る大和の
頬杭田の類是なり後世牧の字よ改しるとこゝろ有をあり

埴科乃石井

以呂哥相聞往来
比等未袁乃許等波多由登毛波爾思袁能伊思井乃手児我許登奈多
延曽禰

按るにしなの郡石井廃ル倭名鈔埴科郡礒部郷も又廃りそある石井ハい
そへ郷ノ中にありしなるへし いはしへ石礒通て同 或人云今戸倉东面の山よむらし酒の

泉の涌さる跡とそ伝りいふなる石井よわたるすな 按持統天皇七年江州益
須郡醴泉わり又元正帝霊亀三年美濃國醴泉に行幸く養老と改元す
又文徳帝仁壽四年七月石見國言醴泉出三月乃涸齊衡と改元す或陽成
帝元慶八年信濃國言獲木連理二又光孝帝仁和元年信濃國言獲木連理其
此天下志さりハ祥瑞を奏する事かくのごとく石井ともし醴泉なりしなるへし
國史ま洩たるを歴さんハ今按礒部石井の地ハさるハ水災よう也ろへし
石部ハ舟泊地よて手児のふまわなるもほうとしまや前よいへる中麻奈乃
船のかこりも對るにて

万葉 勝鹿之真間之井ミれハ立ならし水を汲けん手児奈し思ほゆ
しもちのふ 清補抄云下総かつしかの真間の井に水汲下女
わり行さよし此廣衣きてそるそしにて水汲をかきちまへかして貴女よ千倍せり 如望月如花咲
まてるをそへしお犍よ女わりひわつゝひて手を接といへり植科の石井の手児も同し
なれを中まさむの
親ひとつへなり

一重山

[illegible]

世よ一重山信濃と云或ハ[illegible]川奇[illegible]と云へり按万葉巻四在久通

京思留寧樂宅坂上大嬢大伴家持一隔山重成物乎月夜好見云是山城相樂

郡にての奇く故夫木集山城或大和と云

[illegible]の[illegible]の[illegible]衣乃[illegible]山を紫深[illegible]

[illegible]郡ハ[illegible]す一重山[illegible]

按ふ[illegible]の奇ハ壬三集より[illegible]後の奇ハ万葉云よりあり天平十五年八月十六

讃久通京作哥高丘河内連と云へり　河内連出続日本紀　又哥枕名寄信濃郡云一重

山當國維有此名處詠之奇此處[illegible]奇

名考

[illegible]ハ[illegible]名のこゝ[illegible]山ハ[illegible]

曰

[illegible]の名ハ衣[illegible]一重山[illegible]

今万葉にて山城の一重山とするハ句[illegible]名考をりて一重山伝説とする

ハいとゝ[illegible]或云一隔山名不よわ[illegible]云[illegible]の山をいの万葉千

重山而[illegible]山五百重山字舟[illegible]の[illegible]ハ[illegible]

●久通京ハ聖武帝の新都より續日本紀天平十二年十二月戊午是日右大臣橘宿禰

諸兄在前而發經畧山城国相樂郡恭仁郷以擬遷都故也丁卯皇帝在前幸恭仁

宮始作京都矣太上天皇皇后在後而至云云　按甕原泉河此邊よりあり今加茂と本庄

の郡のあ[illegible]の山つゝ祢[illegible]て界大和遍望似長堤云云日本紀所謂桃川是ゝ　又哥

より[illegible]一重山坂城矢代の[illegible]山の[illegible]ちかの山より畧似[illegible]で中代より此山の名の

後ろ[illegible]

●又按名寄ニ中勢郷のみこの一重山の訛奇信濃志ニ改し
中勢郷注田川の訛ハ伝説よ改す山志改定ニ首ヲ〻〻志れのとする
説ハまつらの[illegible]ハ 按二品中務卿ハ村上天皇第八皇子具平
親王六條宮と号し後中書王と稱す 狩名ぬ〻

倭名鈔埴科郡 郷名七

礒部 已廢 舩山 方廢小舟山存 倉科 村存附邑地名七 東鑑九条城奥寺領
英多 衣太廢今阿加多庄ヲ 東鑑英多庄と云 大穴 於保素 廢未詳 屋代 也之呂 存
坂城 佐加木 存

●礒部郷廢 按今の里郡村礒部の郡中に地 古書礒も石も同し 石上の訓 [illegible]
●船山郷廢て小舟山村小舟左ふとあり東鑑寛元の記ニ信濃国舩山の内青
沼村市河高光居るとゝ云へるも此地ハ ●大穴郷廢 按森村 附邑地名八 艾屠流失 又
土口村あり 地名土の字戸也 皆谷口の名 大穴四村のうちなるへし 大穴の穴ハ偽字ニ

て山の大凡の義とも又級小谷の下にあるとの ●屋代郷 按三代實録貞
観八年二月矢代寺預定額ニ云 或云社ハ屋代ヲ上古の時ハ地を拂ひ祭
場とするゆゑ神と祭ヲ義あり其祭場をユミバラしとゝ云ふ祭
場を屋ヲ[illegible]ハ祭場ヲて宮殿ニ代ふるの義 古語ニ[illegible]ヲ[illegible]ハ
如しとゝ今水内郡 神代ヲ[illegible]の地名も又此義ニ 信濃国ニ屋代殿といふあるもまた[illegible]の義也
[illegible]ヲ●英多郷廢てゑたの[illegible]ヲ義紀記ニ[illegible]の[illegible]ハ郡
ゑ地の義ヲ[illegible] ●坂城郷方信ハ北條ヲ[illegible]の[illegible]ヲ郡て田地を
[illegible]しくいひすく ●埴科郡の地名ニハ礒部石野ハ姓ヲ[illegible]清郡ハ清の
姓寺尾ハ手良の姓楊堂ハ楊部「長井云ハ葛井の姓 金井ハ金姓ヲ」 国中 金井
地名ヲ[illegible]或ハ 桑根井ハ桑名の地名の姓ヲ[illegible]中條の條ニ中條郡ヲ[illegible]拾芥

抄田籍部曰卅六町爲一里　註里起西此六里爲條　條起從北是廿六畧之條の地名なり
行于東　行于南

よりて　寂荷村按幕の地より弱の地をかうるの名なり　若倭部若大養の類なり
世弱幕の字音よりこうるるやとかなり　按卓氏藻林弱草日本紀も又弱草作廿條若の字ろこえも　再按亂
村の地名常澄姓なるべし清〇の物テなりテと子の通ひ八ろなれハ月故
よ称すること喝屋〜　●春日彈正忠昌信天文中據海津城故ありてこる坂と
改る坂の地名法歌よあり上一字ハ字音ハこうるるやと紹人ありさ高
ハ高の清音の假名なり高志ろとのおとし又香坂村よ作ル　按高と香いふ
〜通ひ有なよる坂隱坂の地名なりとこうる古支比の香坂王万葉香山の
類是ハ仙覺香山を註してカト夕回顏相通ひ高鞍とかの西の人ハカクリと
いへ云し世よハ蒙古こる鞍と呼よ是ハおとの俗よりいへ

浦野乃山　百葉古来抄云　一説云但馬国

かのあろと称すやなりそむとすれ〜ハけ〜ハまくこうるを　まみ〜ハ
浦野ハ小縣郡なり延喜の御宇浦野の訳を史本集伝法しするとの説よ據
る説東鑑浦野ハ左日吉社領しこ人なり　同書語田庄小泉庄常田庄海野庄依田庄ハ上小縣郡よあり庄ハ官家の私田なり人
近代石谷氏横山拾葉等あくよ據て信法よ変化とこる

〜〜この山

三ヶ　ちなのつ　こてこる人のあるとやなる者のうこの山よさ者ハ梅ウえ　後九条内大臣
日
ふるとなるとなる佛とそうる〜衣〜〜これ山の秋のをみちと　後一条入道実日
〜〜この山未詳浦ての地名よ據て脩附す一説〜〜〜〜〜この山みとこ
とうこ人ハ列ハと新〜　按〜〜これこハ本よ〜〜〜〜〜秋のをハあさこの山の〜〜に
しき者いるれこ〜さてをひん者ハ〜あるう因〜

今按浦所古駅（今の皆掛遺名なり）山を隔て出浦所（別所院内温泉地）南より内ひ〜地名あり
内邑八名の地名天文軍記信州内山城武田信玄小諸を奪て砂原砦を築内山より即是　古語〜〜ちと八田〜浦地名野といひ樹（コ）といふ八一處をさして牧場へ〜
再按倭名鈔更級郡郷名村上の地名すなわち八浦所の西北村松郷是平村上氏祖信濃源氏流の地へ出浦所より流れあり今五明力石の名所稱をつくり麻績日置（ヒキ）郡より流れ郡より入村上小縣郡に属し〜〜
〜〜みの山　八雲抄信濃云〜

支木
ゑるやんのすぎ八〜〜すとも人恨の色まのかうひ所　後三位為實

其地東洋寧のついてよ家にあるせり

名寄
塩田川　名寄云かの支木赤動

名寄
思ふ人ゆきさの川よ舟うかべてさ〜の行〜る身をうらむ　中務親王

塩田川　信の掛津田名云今按開氏掛津志曰武庫山麓水會湯山至于塩田曰塩田川古人所題詠蓋此乎云云掛州河色有馬武庫三郡の水を引て塩田をうる堂郡より會て流よ入今も舟を浮つ〜又小縣郡塩田の地名をうるに
ミシ
ゑ川の細さ流あるのゑ水原を流し〜〜ひ〜〜頌詠の地とりひ〜〜
按寒川（サム）の地名倭名沙讃岐寒河郡を始〜て諸国まあり
是山水よ出る名なり後世或八奇字をそかん川と唱誤なり

那須乃御湯

類聚
信法ゑるなすのゑゆをもひさをゆんをとゑ中ひ角〜　ゑゑ人ゑ法

按那須湯東洋今内村谷よ温泉二座高梨村（多）よ對て山ひとり八梨（夫）の温湯也よ
倭名鈔備前盤梨郡伊波素須と訓ゑ〜の類ひゑゆ
按梨成生楢等の字皆倭字平の字の変そ〜すと訓

●つ〜ひ〜の高梨の地　古国府流广より流るゑみゑ山　北方たゑ出るの水と西山の水乃義合のようゑ流麻の記とり人りのよ上世ゑ〜の側よ白竜王すゑ〜ゑ

とゝも此説も又証なし　山地上古湖水のをさまりし頃なる名なるべし　又大神宮
あり傳例と按　蛇龍難陀跋都陀等異龍也と註したり　此山が法ちのすめ
る名なり　神代卷高龍　此云於可美　万葉卷二吾聞之於可美爾言而令落云々　常陸志風土
記を引て曰ひ　新治郡駅家は大蛇多よすありよりて大神と名つくる　又豊
後風土記にも同説あり

●小縣郡温泉掛湯一座　霊泉寺湯一座　平井村霊泉寺陀堂にとのあり
るゐくゑ　正堂上梁文曰隱岐守平朝臣　繁長建正和二年十二月　云未詳　田澤湯　内湯山人別所湯　大湯玄林湯二座　印内湯　大師
湯古我湯
石湯三座　院内安樂寺四層八稜の塔あり　焼失してなるゐくゑ　ひゐさ也　他
て惟義建といふ未詳　或は北條武藏守義政の餘澤なるべし　義政は赤松陸奥守
年落髮信州に家居す世号法　又野倉のおくに小倉湯あり　温泉凡六
平重時三男建治三
田数墳墓別にあり

●再按小縣地名　竹志　和田長背大宅佐為比　姓　今の秋和は商長姓なるべ
根津は根姓　岌目田は岌見姓　殿戸は殿木姓　殿の地名　よぶりの水源より池　余の姓
なるべし　見文德實録　深屋は狛深郡より出る　東国通鑑高縣大武　白鳥左も姓なるべ
霊神白鳥は化石なりといふは何月此古文あり又盛衰記白鳥河原とあり又
日本後紀曰弘仁二年十月信濃國献白鳥　按白鳥漢名天鵞　ありとしくはかる事に出る地名なり　世は祥瑞とか表
小縣郡他田舎人大隅　改すそれらつさかくあるをおさてそきめ　古良　意
毋　まてとあり貞觀四年源は橈か頂外正は佐下他田舎人蒜雄授借
外位五位下とあるは大島の後なるべし
知倶麻河伯　名寄小縣郡とすは式の訳佐は據あり
今とりて佐久郡にあり

国立公文書館
National Archives of Japan

百十四目哥
信濃素流知昊麻能河伯能左射禮思毋伎彌之布美氏婆多麻等比呂波牟

式子内親王

新後古今
君が代にちくまの川のさゝれ石の苔むすまでとなりつくすまで

遊遊院

雪玉
水のうへよ降もつもりて千濃のさゝれやゝ巖の雪よりあらはる

千濃河ハ筑摩郡より流れ中代筑摩の信濃国名の伝あり今千曲と作るも濃と同　佐久郡金峰山の麓より出て

ちうつよ鶴を流へ〳〵み東三つ峰より出る梓川あり〳〵の上より合ハ筑川の源東北神奈川の水源　三ツ峯東面

佐久小縣を巡り川中嶋郡の堺をゆく又犀川ハ筑摩郡の堺を流て千くまの川と合す

筑摩安曇更級水内の堺を流て千くまの川と合す

歌の彩浮はて志なの川ともよりて　順徳院

歌
らくまの川の岩り水ハ立すとこ行消ていくゝ幾峰のちゝゆる

嶽ケ嶽ハ甲斐国界にあり一説あり赤倉多く八ケ嶽有とさすあるよ

似うり

●扶桑略記曰　光孝天皇　仁和三年七月廿日信濃國大山頽崩山河溢流　六郡城廬拂地

漂流牛馬男女流死成丘云々　をく八寛保二年壬戌八月一日千濃河供水ハ溢れ死

の数多人畜水災六郡　伊奈　佐方　筑摩　安曇等無支　仁和中の記の如〳〵畧記の況もちくま

川ハ流へし去郡より流れ川なり●千濃河の上川端下に盤古の社と

いへあり西に高天原てへ族大の石あり　大略三十里　神軍かとり神を祝家の屋ん

そいといのりのよ作へ又相原谷ハ宮社の位祝郡平宮丁ハ宮の地あり按ハ郡

ハ諏方の城郡ハ郡ハ伊勢ハ彦の神乃多をよせられ〳〵地ハ神代の時伊勢ハ

猿田彦命の志うそ国ハ〳〵を張ハ伊勢津彦春日部の二神国をうゝひ

すり　其地今名戸志　神武帝東征の日天日別命をして発兵欲殺之二神畏伏し

國を挙て春日郡ハ河内国に去 今高安郡教興寺村天照大神高座神社と号即是なり 伊勢津彦ハ大風を起して信濃に去ル 仙覚伊勢風土記説を引て祢の伊勢の説あり是正説にあらじ 一説諏方明神 伊勢より信濃にうつり玉ふ時風伯の神に乗て飛給ふ 風祝部説是に據云 其神ハ諏方に立まふと云

後世あやしの説より諏方ハ伊勢津彦なりなど異説見へたり ●金峰山陰に山丈（ヤマヲトコ）あり人を呼て顔（コタヘ）の如し 平乎伊ト云 一声二声連てよぶ時ハ祝人あをて迯けるといふ又大人乱髪なるものあり木石にあゆうけして人を目送す又山姥の皆とて長三丈許蕨をまとひ木皮をあやつるものありとぞ按深山の老獼猴（ミコウ）の類なるべし 飛騨の雪ことにふより老大なりとぞ

いくら山

情中抄 夫木信のみく聯あり あらくしき月のうき事やいくら山にくもりそめぬなりけん ふゆく志んくらに

六帖 一説いくら山を云 こひわびてはいくらの山を越かれとまつかくなりけむくらむ

哥枕名寄云いくら山信の伊倉山正字未詳と見へたり 按生藏（イクラ）乃姓續紀に見へたり是ホ此の字なりん今居倉村あり是にやと云此ハ是御所平の地名山中に臨幸坂などいふ所あり皆流人の説なるべし すべて偽なりし神亀元年諏方国伊豫国中流定配所と続日本紀にあれを按ずるに御所の地名是ゝ續日本紀寶亀三年二月先是従五位上掃守王（カモリノオホキミ）男小月王賜姓勝間田（トス）流信濃國至是復屬籍（ヲ）云々 按勝間村の王城ちく生川に望む是ハ小月王配流の地なるべし●故家雑記に天徳四年庚申の秋村上天皇○皇子（ミコ）当日村にくだり給ひて宮を建て住まへり其後一條院正暦三年

勝間の王城は移り同四年岩村田王城は住みかとい[illegible]
[illegible]を作る又此
[illegible]宮塚と云ふ あれくの歌来詳とゝへども むかしさまを作るあるべ[illegible]
智況して塚の考を補ひめし

望月御牧 馬城ハ馬飼ヲ[illegible]

拾き
[illegible]坂の軍の時水手敷又へて軍[illegible]やうらんの月の約 紀貫之
仝
[illegible]の約ようを遠くに山[illegible]そ山を越くあり 素性法師
後拾き
[illegible]ちつさの約をくとそ八あの坂のむの下をとをすをいかり 恵慶法師
金葉
あつよ坂をるるとるるを[illegible]の約をるるひハあの坂の軍 源仲政
新古今
[illegible]の山千代のふるをちかくめて[illegible]ゆ[illegible]の約 定家

按文武天皇即位四年令諸國定牧地放牛馬それより後世まで毎八月勅使駒牽あり天皇御紫震殿閲覧信濃貢馬とゝへより貞觀七年十二月制信濃國勅使牧野馬元八月廿九日貢之今定十五日云々より牧は望月の名あり江家次第曰信乃御馬本八月十五日也而依朱雀院御國忌改用十六日云々

延喜馬寮式牧 信濃國

山鹿牧　塩原牧　岡屋牧　宮處牧
殖原牧　大野牧　平井互牧　笠原牧
高位牧　新治牧　大室牧　猪鹿牧
萩倉牧　塩野牧　長倉牧　望月牧

右諸牧駒者毎年九月十日國司與牧監若別當人等臨牧檢印共署其帳信乃甲斐上野三国任国司簡繋齒四歳已上可堪用者調良明年八月附牧監等貢上若不中貢者便充駅傳

馬若省賣却混合正税其貢上馬路次之國各充秣芻並牽夫遞送前所其國解者主當寮付外記進大臣經奏聞分給兩寮閲定其品云云

按信濃十六牧貢馬八十疋（望月廿疋　諸牧六十疋）甲斐三牧貢馬六十疋武藏四牧貢馬五十疋上野九牧貢馬五十疋四ヶ國合て弐百四十疋之年貢の御馬なり又所貢繫餇の馬牛あり者江後河お換武蓋上総下総常陸上野下野周防長門伊豫讃岐十三ヶ国と云へり●牧地今按山麻塩原思屋宮原笠原

方郡多へ（宮處笠原今屬伊奈郡）大野牧伊奈郡多り平出殖原荒戸郡多へ（言信大室八ヶ井郡なり望月長倉塩野郡多へ）

●貢牛貢蘇あり伊奈ま牛牧大室ま牛四佐久郡牛六ヶ所の地名見へ出多へ

民部省（下卷）諸國貢蘇條曰（陶隱居本草註曰酥牛羊乳所為也酥音与蘇同）信濃國貢蘇十三壺（五口各大一舛八口各小一舛）其取得乳者肥牛月大八口瘦牛減半作蘇之法乳大一斗煎得蘇大一舛但飼秣者頭日別四把（上下畧）

東鑑文治二年八月所謂左馬寮領

笠原御牧（見式）　宮處　平井互（式）　岡屋（式）
平野（木詳）　小野牧　大塩牧　塩原（式）
南内　北内　大野牧　大室牧
常盤牧　高井野牧（式）　笠原牧（南條）　同北条
吉田牧　萩金井　新張牧（式）　望月牧（式）
塩河牧　菱野　長倉牧（式）　塩野牧（式）

桂井庄　未詳　緒鹿牧　式　多々利牧　金倉井牧

●右地名の内十四は式に出づ金原牧は式の西にあり牧下牧の地も式に平井五牧八流馬塩屋は式に牧村なり小野・南内・内等八流ノ郡ノ徳原より南内四小内四芝し吉四萩倉井二名流ノ并小縣にあり　東遊より中郡中牧なりと云る新あり今牧地なりと云るも古代より属地なりしなり　既に相原の條に云る井郡笠原　南條　大室等云る井郡なり常盤牧　未詳　或云更級郡牧・塩牧・田中・須牧・南牧等なりと追可考

式山鹿牧和名山家郷共廃東鑑に大塩牧なり塩原牧　今南大塩村　塩原地名あり　共に諏方郡なり多々利牧安曇郡の多田井なるべし塩川牧八小縣なるべし同新張・茅郡・塩地・長倉・緒麻・金倉井七牧八佐久郡なるべし

●金原御馬城今須加間の原と云北八布川山辺方山より千曲河東北にあるる西にまがりあり上原中原下原四ヶ所の地名あり牧布施の西に約形の神祠千曲河に隔て小原塚原に約形神祠建て月牧封境なるべし　按耳取地名共同にあり牧に出る名なるべし

●新治牧に原口一城戸二の城戸等の地名牧塚あり　牧監なりと伝なるべし

●菱郡牧地に沢あり水の諸とあり言根あり蔵あるに原に菱沼なるべし　旧地諸村の上にあるとあり

●塩地牧柵郡に柵等の地名八ヶ村に約形の地名遺れり

●長倉牧今の長地村にあるべし約形神祠移れりと云　此地名永正中菱貫に作るなり按菱生なるべし

●緒鹿牧　按式猪麻牧に作るは俗字の誤　今の恩川村なり　上郡甘樂郡　惣名西牧　此里ひり蔵平屋に約形の祠あり

●萩倉牧八今の萱倉なるべし萩ようこかの別あれども又原盥金倉井に作る金倉と云べし　按古支紀思金命自注曰訓金云加屋屋　今按倭名鈔曰爾雅集注云萩音秋和名波木今按

牧名用萩字萩倉是也云云これ恐ハ源氏傳写の誤をつぎつぎにせしなるらん
今の萱倉の地なるをもて正しとすべし　按萱ハ諸康金倉佐久郡に属す的形
にも其の地名ありて又金牧北にあり金倉牧東にあり或云的也ハ多々利牧なり　神祠的也村より川的の入城戸平的
多々良をさすにて其地ありといへど以上三牧の的篭の地なるべし　凡牧地に的場
牧村的前地なる古ホの地名又的形神祠今にあり　按牧地にめちかくとらへ地名にゆ
せり盛裏紀なる部吉祥に作る是の方言人の姓をいふ也　是馬丁なるべし馬部給丁と云
とらへたる事にあるべし　百官のうち馬部ハ本に奴隷也　馬部丁　元慶の
軍記に信濃は駒庭なれば伊東の的場もこれ元暦の軍記熊登守が霧原にて信乃を追

淺間嶽

古今
雲もゐぬあさまの山のあさましや人のこゝろを見てしやまねば　なかつ

後撰
信濃なるあさまのたけにもゆるけぶりこそふじのけぶりのかひやなからん　すけ

拾遺
いつとてかこひやまむ千盤破浅間のたけの煙たゆとも　紀貫之

金葉
いつとなく恋にこがるゝ我身かなあさまのけぶりたえずなりゆく　源俊頼

新古今
いつしかとやがて浅間の夕煙里とひかねるをちこちの空　雅経

天武紀曰白鳳十四年三月信濃國灰降草木枯云云今按これ恐くハ此山の火をふけるなるべし絶頂の大坑すでに絵之の如く硫黄の気あり　坑廣大略三百間許　坑中に硫黄ある時地火突発し大石砂をとばして雨石を降し　て林藪をやく其音数百里にひゞく故に此山は元よりして四時すさまじきぬしの樹しかも千盤破あさまのだけ煙のたつはいく千載震動雲を集し川山のすがたも変るなりとあらん

加茂翁説古事記知波夜夫流知ハ伊知を略たる伊知ハ伊都に通ふ日本紀稜威に作る是なり　波夜ハはやくさかり疾也夫流ハふりにて其ありさまをいふ又夫利を物て備とも山部赤人望不盡山哥にかつらのとられし時ゆ神さび備て高く貴き駿河なる布士の高根をとふらくあれ山ふりの気のすゝきは常にさもちはやふるといへりとなむ

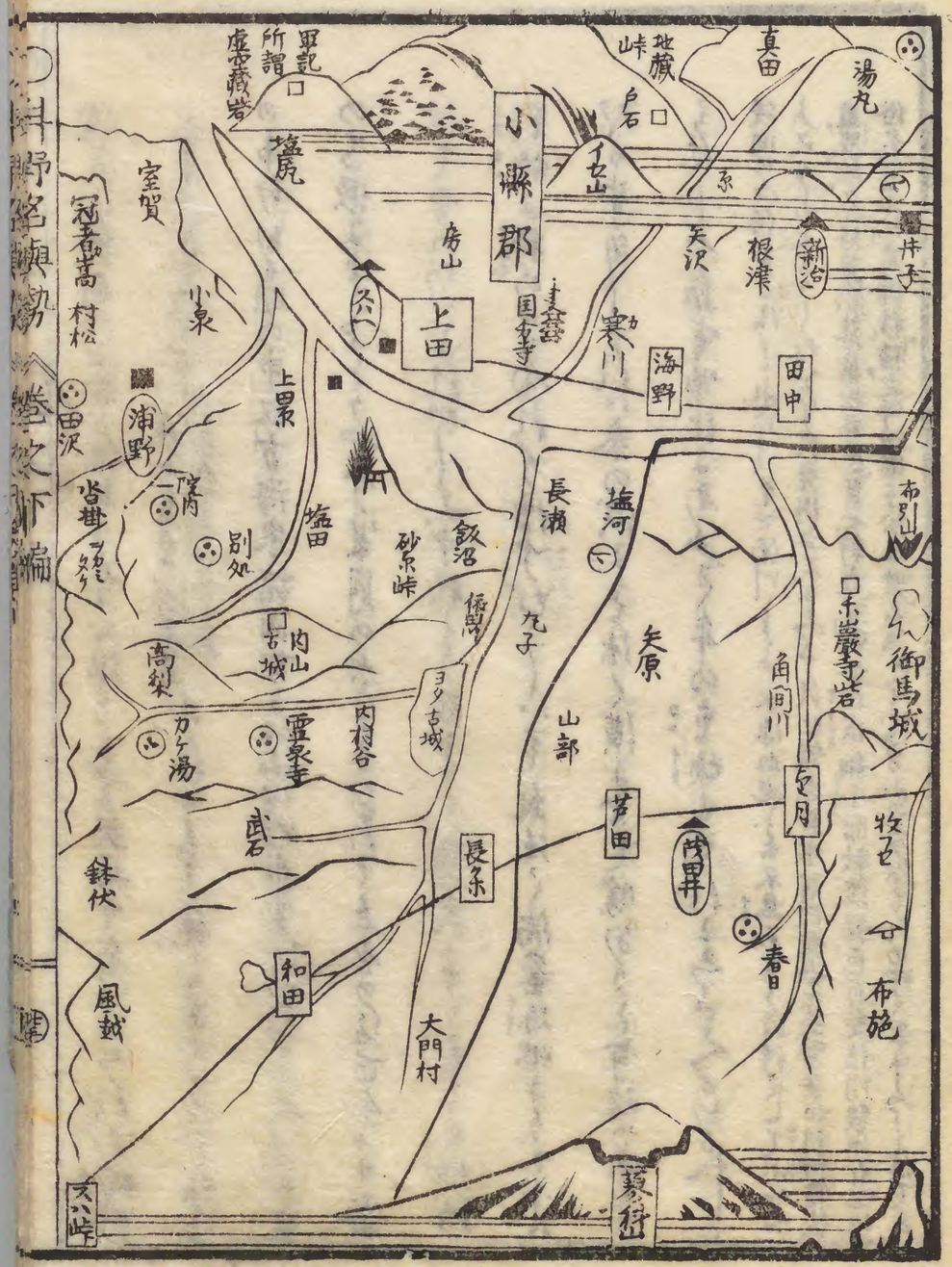
小縣郡
上田
海野
田中
寒川
根津
新治
天沢
真田
湯丸
地蔵峠
戸石
千石山
塩尻
室賀
上泉
浦野
上眞
塩田
長瀬
塩河
矢原
飯沼
砂糸峠
九子
山部
芦田
長糸
和田
大門村
内山城
高梨
霊泉寺
武石
鉢伏
風越
御馬城
角間川
牧
布施
春日
井手
布引山
蓼科

北
浅間嶽
古牧之地圖
塩野
小沼
沼窪
大村
小諸
平原
追分
中山道
長倉
馬聚谷
湯川
小田井
大井
岩留
耳取
塩名田
根井
佐久郡
甲州道
御馬寄
岩尾
下縣
桜井
刑部
前山
伴野庄
野沢
臼田
高野
馬流
青沼
六沢
依路
高
北
南
相木
内山
平賀
志賀
駒込
荒船山
南牧
上野国
西牧
甘糸郡
荒船
八ヶ高

淺間の嶽八國のうちにあり世くだりて源うつす沢頂雪肩をめぐれる絶頂
人もるとをほしす（或ハあさまハ火の焼滓也といふ）されとをく眺て富士に漬く物し
のあけぬる明の申叔方海東諸國記に此山に時白雪をつむといふ不盡
のも根よりとうやう今装用の雪のもめとれと乙巳の後百余年霜
江て雪のいりられ如しまた中秋より霜をく或ハ雪ふく果て毛織
刺（サスカレ）故に耕（タガヤ）の日ぞ見れり偖ぞむうしハ家に氣法く淵窪（イケ）凍波うりと今ハ
かるる中なりしれハ秦の代よりこの方漢よりて暖なりと苛政ハ虎より
もけしく今紅有順化よりあまく年の変異（ロンイキ）もそれよりこれなる物
淺間の山陽英よりこの水原血池云又焦石（ヤケ）を生ぜしして水を吸
ふ又平山上よりこの松を生ぜし老樹五尺よりみるれ壯観也若水翁曰衡嶽志云繁葉如刺栢霜後
盡脱故名落葉松落葉松春生葉七刺或五刺如栢成細小而軟淡緑色可愛信州駿州有之故
俗名富士松京師移種之呼曰姫子松多難長ニ今後方山の唐松もれのごとく里よりこの植て之

五寸ばかりて枯ぬ蓋ハ五葉松多し松毬長五六寸ばかり其實鱈貝原氏ものせ朝鮮
につくるとかや●淺間山陽生紫草爲佳品

附

上立科山 兼名處

信濃郡蓼科山八之のあるりよりよこたをりて 諏方小縣 登る中ほどの二十里
水のいぢきのあるれもるてさえるをもりぬもをらて山に入いるうちの
家ありんとして和を絶て 酉陽雜俎所謂潛龍地平背向（ソカヒ）よりげ乞ふり作ぢまこべ多す
峰あり盤石を潛（キヅ）よりこの百歩姫子といふる松のぐ（延）くりて祖（ハニヤキ）
てこ霧のる日よ映すれを夜ハ火をりにもて神彩ぞくへどもるに
ものあり山すべく頂よ出あり盤石ハ尾を捕るごとく松ハ席（ムシロ）をもくよ似り
多ありて其中に栖ひ友よ行めをいてきて雲を踏て蓼神の神初を
行るあるこの又時に峰よ白雲行れて仮盛のごとくもよくて 甲賀二郎巖 宛獅子富石

井無首川寺
の地名あり

蓼科神祠　毎六月八日十五日潔齋而登
神祠小諸牧野侯所建

三代實録曰陽成天皇元慶二年七月十六日信濃國正六位上蓼科神授従
五位下

●磐井　石間斜に八六七尺水數斛を容る一樣是高山雲霧の澤
石間より湧出る水あり故上旬水多し下旬小水多し

●蓼科山に栖むる八世に号する鶏あり画圖よりしの差あり鶏冠（トサカ）を戴（フイスリ）
も長く尖の如く雄のかくちまもむかして高二尺許黒色に白斑あり烏鶏（カラスリ）の如
し丹頂の肉は唯多くの黄脚（ハ）鶏に似て切〇のうち長く白斑ありて富
穴に栖む松の羽葉を啄むといふ

後鳥羽院御集　ちく山乃松のちりけよわくらひてやをくにすめるらいのをうめ

或八此山に鶏あり多くは一とせみ月の末に登
すれは一羽を得して五十餘丁を登る路日暮りて山人多く鶏
をうれはの多く六七羽多りはくく足多は羽さえ丸くこまく形さ
中をとりて枝葉東西に立とれ笠をかさし杖をかしして地の
をとり甚多けれとして走る者多し三ひ押えて後に石中に逃入
多く雛一つをとるとり鳴雄石間よりて鳴ふを呼共声虫の鳴ごとし
巡栖の多る人に捕て来を出さん鶏鳴八妄法多り　雛大如鳩黄脚（キスネ）に寸許
色八鶏に似て目上に
丹頂いとさ
そのそん

●又此山に美獣あり茂有雷雨の鳴る時小獣石穴（イホ）より出て雲に入
る中毒の如し須臾に雨盆を傾るかしとりの入るとし暴雨の後山に

死して流いつる小蛇二つあり大さ小犬の如くして灰色に頭長くくちばし半ばし尾ハ狐の如くなりすさに利尻鶴のめり　按霧雷の地樹木ハ凡の根あるとの見へ土佐の國海をタヲ新んとして岩上より小蛇ひり鳥銃りてうちぬてかつり汁とよへるとの又見あるへしを年六月十日暴雨ま農ま二人郎外を迎ちらに電光一発いうち耳ちれ死き二人のうまよ死るとのひりさ紀ある背ま絶つき肩を絶て勝らんとすることを知る種者ちしをかうりてうの蛇を大地ま抜つけ押てうめゆうり村人雷をうへ多りとさしてうるとの事ハ如し其蛇の狀ハ多りよりのにおもるうにを紀国かごの村小てうしくうるうへのかうりしを先さしにうにる半にあるに　明和七年国七月伊素郡駄科村雷蛇うるうり狀ハの如し

蕎麥生（ソバムキノフ　クロムキ）

元正紀養老六年七月宜令天下國司勸課百姓種樹晩禾蕎麥及大小麥藏置儲積以備年荒云云　或續日本後紀仁明帝承和録を引て本朝蕎麥の始とする説あり

今佐久郡河上を佳者とす又蕎麥原の地名ハ多くよう色ありて蕎麥多よ公うり

●蕎圃集云道命河間梨紙ひりしにつきうるに蕎麥どの地をうてをうるをうてあ仙を仙とのそと四ろ仙れ仙りこよりうるうへて仙を西ひをう仙を先ありとりの麥を生ろうこ仙る

りうとうえてうりうにすをねをまむうにるつき地べをまうち社すれ

按ようで麥をとを西と毋しうるうへ今も毎郡山中の人蕎麥一本を

焼保二つとして腰間よ多り

●重てい〻佐久郡の地名　年漏平原守山竹田清川生藏等ハ姓名也「著ハ
年漏ゆり年礼年婁村室よ仮名通用「岩村田ハ石村多く〻　いわ〻〻ハ磐石岩通用　大
和國十市郡磐余同訓多り　古文紀伊波礼と書村ハ武れとも雲て礼ゆ　繼體紀よ都奴婆播符以難例
能伊開能云　万葉巻三角障経石村毛不過泊瀬山云　ハ蘿這石て中て
岩のゆり云ゆ〻〻（角網蔦相通てつゝを付ともつねとも）　伴野或伴或友野作　大伴
野ハ語の助ふて地名よ例多〻　織京物序和天皇御諱を
多り　野ハ語の助ふて地名よ例多〻　織京物序和天皇御諱を　哉やあらしの大井ふすゆ
ふけゝゆり大伴とゆるとゆるよ統ナ郡名の下ゆ
多よゆりさと之里とゆゝひらの仁作りゝゆ湯倉の代よ名あれをく　建治年中
元祖一遍上人大伴ゆて踊躍の念佛と弘ひ
野ハ金堂寺ハ即初岡の地号　紫雲道場　田口の地名按推古天皇御代武内宿稲
後蝙蝠臣家大和國田口村仍號田口臣とゆゝを始とゆて法國よ田口姓ゆり●

阿刀部ハ跡見部の畧也ハ多り〻（天子の御狩よ鷹飼部大飼部射部跡見部
山守部野守部ゆり周禮よゆゝあり迹人迹之言跡知禽獸處とゆゝ迹
○本間ハ嘸間也爾雅注曰援嘸猿　神武天皇登腋上嘸間丘廻望國狀云
今大和國本間村也〻○與良又依の地名同訓多り以上地名万葉十四　各姓多也　あ〻さらゆ
〻のゆけかて云　梓弓ゆゝて河と雍良の地名よかけゆり　今京良の法連村の上佐保山西北ヨリ岑ト云
又依路の地名諸郡よゆゝ〻れ坂上と踏本仁あり是ハ攀よゆの義多るゆ
○大井小田井根井比田井の新多　漢ゆ市井とゆひ和ゆ井堰と云義よゆ〻〻山下同乃田井ゆ
出て正字田居也高井郡係よて比田井ハ上野よ刀祢河ゆと〻川ある如〻○塩名田
凡塩地名皆同　傍例と按ゆ塩ハ水漬也名田ハ稲也灘の義よゆ〻武烈紀の哥ゆ
之良世能儺鳴理鳴弥梨磨云　○糠地名ぬゆハ借字額正字く禮

拵塚は高に向也糠尾は向峰也○長土呂類聚國史に山城國登勤加
池と泥淳池とかきしとみえも土呂は泥也和名に泥をコヒチと訓て
トロの訓なし俗に水の動かざるをトロといふより出羽國長瀞と書るを
俗字にて字義あらん○布施今按に布制の姓なるべし此地名は呉坑の
郡より弘仁十三年國分寺の尼法光が越後國渡戸に建布施屋とあると
昔旅施行の事によつて 凡地名字音に唱るは上世より也 なべて岷江の楚なれどもいはで流布
せるより布施を布施谷とし長者原を薗原と附会しゆへるなるへし
袖中抄の篇末の條下に家成卿哥合の藤原爲忠乃康の哥
畧々 判者基俊云むかし風土記と申ものを見侍りしに此たかまのは八大略
みえ侍りしかされども今は名にありてたかくしくみえ侍らん 信濃風土記の事めそ哀にこも

伴の本は美濃信濃ある國境その邊なせ也と云所にいへる本之 宗祇亦據此説 次伯服
仲判綺語抄無名抄經信卿記奥儀抄顕昭勘文等 上下畧て 又いとく
仁明帝承和二年勅如聞東海東山兩道河津之處渡舟數少條小宜毎
河加增渡舟二艘其價重者須正税又造浮橋令得通行及建布施屋
備于僑寄其造作料共用救急稻云云 此所の事は中巻に出せり
○耳取は望月牧の封境にいへる駒に出せる地名なるべし○輕井沢日
本紀都輕地といへるになるべし鴨集沢なるべし今も雲端の池として存せり源氏物
柱に哥によすられてかすかなるとはいはぬかりの子といふし河海抄に西宮記の野子と見えし
○高呂香坂の地名は湯摘讀にやといへれど高も香も借字通用して隠の語
也高呂はかくらく香坂はかく坂く甚角間川もかくらまの川く○梓山あつさ川

安雲郡（ウナ）ノ内宇遅山高野波多（ハタ）等ノ姓多シ　○明樂寺清和天皇貞觀八年佐久郡妙樂寺領定額（按定額寺ハ各賜百丁）○田樂鋪（ヤマキ）新海神輿神幸地志賀村ニアリ今甚衰廢セリ田樂ハ大ヨ世ヨ行ル三善爲康朝野群載大江匡房洛陽田樂記等ニ云リ又北条高時田楽ヲ好ミ近時人其傳ヲ失ヒ今所ニ伝ル所ハ久慈郡金砂山神幸ニ大系田樂ノ乃ヲ○小田井系ニ皆月輪系ノ如ク結（レバ）縷草ニ月ノ輪形ノ如ク（官女名ト人　経十五間許月輪形太（ハナ）尺余四時草不長）俗説アリ尤モ異土地ノ異氣ト云ヘシ——

○松原村神祠（諏方上下宮踊御朱印三十石）大湖二ツ境内最舊（フル）シ軍記云後一條院長元四年令甲斐守頼信征平忠常陣中松原大彌太治定同小跡ヲ定時者（ヲ云）ノ如ク（姓氏不知何人）○平賀　新羅義光三男平賀冠者盛義ヨリ住其子義信ハ平治元年義朝戦破レ東国ニ走（ル）平士追之急ナリ於三条川原義信一騎返合テ強敵ヲ拒ク世ヨ鞭差（ムチサシ）の高名ト稱ス又治承四年宮令旨ノ如ク文治元年義信任武藏守後裔平賀三郎建武の役ニ武名ノ如ク又永正大永の間平賀成頼入道等出テ武勇近國ニ聞ヘシ●蘆田米持（ヨネモチ）氏（出武衛御家人帳）其先源頼信三男乙葉頼季ヲ滿實當國高井郡ニ住——テ井上ト号ス滿實三男米持五郎家光孫米持次郎光遠兄ト号田ト号シ代ク據（ヨリ）于此●小室六右衛門光兼（光兼姓氏未詳一記小室海野望月三人爲兄弟）任居ス次實光次ニ右衛門尉師光東湾ニ住ス●望月八滋野氏代ク住居ス根井行親（滋野氏見十盛衰記）其子楢親忠八嶌行忠落合兼行等皆本郡ニ出●前山小笠原長清六男伴野時長ヲ代ク住居其孫長泰父子舎弟共五人於

鎌倉被誅城陸奥守依逆心也後康永中伴野出羽守長房より相濟ゝ ● 大井太郎朝光ハ長清ノ七男大貮局の家跡代々住于此嫡子光長（松原社頭鐘銘曰佐久郡大井庄落合村新善光寺寛元二年七月大擅那源朝臣光長即是）行光（光長三男）行時（行光二男）其子甲斐守光栄大井惣領職と号す ● 大室時光（光長嫡子）住ス子孫相續して大井光長七子あり二男恭光長土呂ニ住（後領内據岩尾）三男行光家督四男行氏耳取ニ住して五男宗光森山住配流佐渡ニ六郎光盛平原住次僧ノ光信 ● 相木ハ依田氏代々據于此戦國の最初佐久四統と稱する所謂大井禾持伴野阿江木是也一記云延徳元年甲斐ノ敵將佐久郡ニ乱入六月五日燒討ス岩尾城（世云時ニ城主大井弾正代而立實ニ武田弾正者也或先主入道漂泊而卒ス高野山藏記ニ大井弾正忠行満又弾正入道長土呂大永五酉三月ト あり是手）同時落合慈壽寺炎燒（傳云茲年甲州勢掠取鐘去今松原社頭鐘即是也）同八日敵渡ニ倉瀬ニ直責ム苫田ヲ爲ニ捩梁ト大井伊賀守迎ヘ戦テ大破甲兵此日苫田討死ス云（一ニ主殿作一ニ倉見ノ城禾持庄司作ル云）

租税

延喜式載信濃國正税公廨各稲三十五萬束國分寺料四万束東福寺料四万束文殊會料一千束修理池溝料三万束救急料八万束俘囚料三千束（凡八十九万束○拾芥）抄云弘仁式云上田一段地子十束中田一段八束下田一段六束下々田一段三束或束舂米五升又田令ニ段租説見ヘタリ今畧之

年料別納租穀一万二千斛（隨官符到充位禄季禄衣服等料ニ云）

○三代實録仁和元年二月聽信濃国以乘田三十町ニ営国廚佃ヲ但其地子任ニ例進納太政官厨ニ永以為例彼国営自此始焉

貢御贄 梨子三荷（納八籠籠 別七十顆）大棗一荷（納八籠籠 別一斗）姫胡桃子一荷（納八籠籠 別一斗）楚割鮭一荷（納九籠籠 別六雙）例貢十月進之 梨子三荷（如前）大棗一荷（如前）例貢十一月進之（三代実録曰仁和三年信濃国例貢梨子大棗呉桃子雉腊別貢梨子大棗等貢献之期元不立制大政官議定例貢毎年十月別貢十一月為期立為恒例云云）

貢ハ酥十三壺（諸国分為六番一番八国丑未年二番八国寅申年三番八国卯酉年四番十国辰戌年五番太宰府巳亥年六番十二国子午年）

○酥ハ汁牛羊乳成酪ヲ酪成酥酥成醍醐ト

古今物名 [illegible] 兵衛

夫木集 [illegible] 知家

藻塩草 [illegible] よみ人しらん

○[illegible]

王計式 貢絲 信濃為麁絲 調紺布六十端縹布三十端 和名鈔曰本朝式有庸布調布讀豆岐乃沼能調布有信濃望陀等名望陀者上総国郡名也其體與他国調布頗別異故以所出国郡名為名之 緋革五張自餘輸布 紙 紅花 麻子 芥子 猪膏

脯 雉腊 和名鈔云説文云脯乾肉也禮記云牛脩鹿脯 雉腊遊仙窟云西山鳳脯師説保之止利 鮭楚割 和名奥條讀須波夜利 本朝式云楚割云云 氷頭 和名比豆

背腸 美奈和太 鮭子 和名云或説云謂背為背誤也と加茂翁説に此中ハ奈良の頃よりの事より云々と又ハ万葉巻五に美奈乃和多迦具漏伎可美爾円七支彌那能綿香烏髪円十三に蜷腸香黒髪丹其外に二首あり或ハ年魚の背腸の塩の赤きが極めて赤くこれらハ先のうちや或蜷腸と書るにつきて河貝子の腸の色にたとへたるか猶おほつかなしとそ

夫木集 さしらや あかれ衣袖せくらさなるひたむなしわたる 八 お春日が御方にて

新六帖 くれなゐれ赤きくむのさふくらるもうりもつりしらせるや 民部卿為家

三百首 ころほさわさなのゐをさらかれハちえみされて氷を涼しき 好忠

祈年祭料雑弓百八十張梓弓百張十二月以前進之年料雑物筆一百三十管零羊

角六具木賊二圍樺皮二圍

夫木 あとのきしるのてよきまうつきて みてつよさわかきハするそくおもし 後九条内大臣

新勅 こくさくなる木のあさ衣袖あれくみりぬ家も玉とちりゆり 寂蓮法師

古今雑名 みするも涼のおくみハさかれて風吹しらいうさきありむ 玉 紀貫之

○梓弓の事 おほむねりのある家の弓にてさとよて木械りそその弓とよみなり芳名定 みりなむ

○和名云玉篇云樺木皮名可以為炬者也和名加波又加仁波櫻皮有之ことなりちまつるまゐるをゆるもかさとりかくし際式のるめてかりしとするかさかるのことも見て

今白波里の木皮を為炬方言かにえとよふハおやすりなり

交易雑物 商布六千四百五十端黄麻十斤履牛皮三張鹿皮九十張洗革十一五

枚紫草二千八百斤布一千五百端細貫莚五十枚圓長猪脂一斗櫑子四合 ○和名云

唐式云貲布漢語鈔云佐與美乃沼能○東鑑に藤祐光佐与美の水干をつけたりなとりく玄恵庭訓細美ヲ作りなるハ其比の俗字なるや今も織なるよさてりんの詞あり○うへ綱布名ハ女の但るなりみぬのなくハせむとそてなふかくしあるハいとつつひとさてみけられるのみいとあさしうるあるにあるのくなくりといよさなるよりけておりなのまぬを作るとて見えたり人しそれらにいて作らと

麁布しさる年々に品せはつくハ絹布に類ひなくして糸につつみとこゑ今のあさらし ●調布ツキヌノまたテツクリと訓 手作の布に似てテツクリとも云ふ手御調也日本紀崇神天皇十二年始校人民更科調役此謂男之弭調女之手末調に出る ●布ハ木乃也

万葉常陸哥 かれしれ兒呂我爾努なるめとと云

年料雜藥十七種 黄連十斤細辛卅五斤白朮卅六斤九兩藍漆五斤大黄三十斤女

菁六斤蕳茹卅七斤干地黄一斗四升附子三斗蜀椒一斗六升蕪荑一斗石流黄

三斗八升 今高井郡米子山産為最上 熊膽九具 今諸郡出水内山中尤多或云信濃熊膽氣味功能會津越前ニ不劣唯涅色而黒漆の如なるもの一種ありとなん

鹿茸十具狗杞廿斤杏仁六斗大棗大一斛 按今産薬數十種ありされど典薬式乃附子のごときハ不害すなからん或説に天朝盛なりし時中華より薬物熟識のものを召来し諸国を巡視せしめ方物を貢進せしむ延喜式貢薬を見ッ多し其時産人蔓處凡十州摂津伊勢甲斐陸奥若狭越前丹波美作伊豫大宰府等なり今まさ徴者なしといへり

倭名類聚鈔曰田三万九百八町八段百四十歩正公各三十五萬束本稲八千九百五十束雑稲十九万五千束 見稲簿曰米六十壹万五千八百十八石七斗三升七合五勺 ●按孝徳天皇四年詔ありて田ハ段毎に租稲二束二把中略田之調ハ絹絁絲綿並随郷土所出田一町ニ絹ハ一丈絁ハ二丈布ハ四丈別ニ収戸別之調一戸ニ貲布一丈二尺以五十戸充仕丁一人之粮一戸ニ庸布一丈二尺庸米五斗 上下略 本朝にかりハ調といひ庸といふなれあし或云按唐制有田則有租有家則有調有身則有庸租出穀庸出絹調出繒纊布麻云云

信濃地名考 大尾

下巻補遺

●戸隠山の西南鬼無里村あり去倉村府なといふ所を越て戸隠山とならんて足姫山よ越後にいたる間道なり 永禄年中牧の湯の城と越後おさへとするといへりなんと 世よ戸隠山を浦見の山也などいへる此山之

●きなさの南よ大塔といふ所あり今大塔峠と作 大塔記といふよ應永七年小笠原長秀 小嶋井川舘政長孫長基子 世よ云義一統の作者となん 信濃守にて下向のとき伊奈郡より佐久郡よ入善光寺にいたる時よ国人と不快の事出来て同九月更級郡塩崎の要害よ楯籠て合戦よ及ぶ伊奈豪一郎味方として一日四度の戦ひよ長秀終よ討負ひ坂西郎大塔の古要害よ逃入る志かも兵粮盡しくて上下の飢渇其余日に及ぶ長秀の子の勇士三百余人悉討死之此時佐久郡耳取の主大井治部少輔光矩和議を入て敵軍数人加へて長秀ハ舎弟政康を濃州土岐より呼迎へて惣職を讓て上方よ退去さしと文云

然るに信濃の名西うんとて長秀ゟ絶ひ下りしゟ思ひのかに事記して菴
城のうちゟ行りて寂阮言語ゟ絶ゟ頃捨山の詠此時ゟ行りて記せり
姨捨山　卅菴集　ちらしもあるかなめあるかきを姨捨山の月ゟかこうん
カ有十三歳姨捨山と號ス　ちらしも姨捨山を弥れたるあひのさ海てすあるはこうふ
按應永中頓阿存生非あり　頓阿藤原道長公孫師實公之後俗名貞宗出家号泰尋後号頓阿伝者部類云俗名貞宗二階堂下野守光貞子
傳云貞治二年頃七十餘家摂政良基公ゟ會して愚問賢注を頒て正風
の亀鑑とて後双林寺ゟて寂す八十四歳　東野州聞書云忌日三月十一日　又迎陽文集をして抑蔡
花院ハ平生棲息之閑地終身安心之幽莊也　頓阿五句願文　應安五年四月日弟子法
印大和尚位少僧都　經賢　敬白とそ云へ
●若先ちと室井の岡ゟ風祭山ゟ　支見千中巻　●五束村あり　按ゟ五束と訓

名仕ゟ地名巖の義　伊豆本又同　葉仁紀ゟ天照太神鎮座磯城巌橿之本ゟ
古支記ゟ伊豆加斯賀毋登ゟ万葉に五可新何本ゟ是神の齋本の義文
此地名五束ゟ訓ハ和名山城國ゟ束の郡ゟ倒あれとあり
●高御座山條　按神武紀大和國苑田高倉山安坂男坂墨坂等ゟ見て神名
式墨坂神社ゟ載ゟ高井郡ゟ須坂村高倉山ゟ此地名ゟ出て事故あり
世ゟ名付集ゟ言ゟ山信濃ゟ流れ出の名目ゟ誤ゟ
●高井郡日野條　按日本紀天智天皇三年於對馬嶋壹岐嶋筑紫國等置防與
烽云續紀和銅五年廃河内國高安烽始置高見烽及大倭國春日烽
レ通平城云後紀延暦十五年山城大和兩國相共便取置彼烽燧云
ゟ置れ以下御代のほ以下西の國ゟ

後まそを平らぎ高井郡越後と接し蝦夷と備る嶺の地なり

南史曰順帝景明二年本朝雄略帝二十一年に當倭王武遣使上表言自昔祖禰躬
擐甲冑跋渉山川不遑寧處東征毛人五十五國面服衆夷六十六國
渡海北九十五國云云今按毛人五十五國ハ[illegible]奥羽蝦夷ハ當
後世蝦夷ハ毛民國の名ありて又靈石碑曰太蝦夷國坡一百里
いふ宮城の国府より今の里程をもていふに二十余里を隔り　海北九十五國ハ陸左
並ハ三越路の諸州をいふ　旧支記ハ百四十七道朋ハ分てより郡數略ぶ
余国記ハ例あれど
又梁武帝の時文身國扶桑國通ぜしより文身國ハ常陸の一名也
景行紀曰日高見國男女推結文身人勇悍云云

●垣科石井條　万葉集石井倭名鈔磯部共ハ廃ス按今の芝浦村遺名あり
上古石磯通用石上と訓是なり通て石岩巌同用
和名鈔周防国石國郡今岩国に仍の類多なり　迩く倭例ハ上野國碓氷

郡磯部ハ石上部なり續日本紀天平勝寶元年五月上野國碓氷郡人外従
七位上石上部君諸弟授外従五位下云又天平勝寶五年七月左京人
正八位上石上部君男嶋等四十七人言已親又登與ス去大寶元年賜
上毛野坂本君姓而子孫等籍帳猶注石上部君於理不安望請隨
父姓欲改正之許焉云云光磯邨郡ハ石上部の一字と省ることし
東鑑に佐々木高綱
磯邨住居の支見えたり

●小縣郡條　倭名鈔跡部郡名絶て不見再按跡部ハ踰部と傳写の誤ら
ありし今鈴戸村ありれど姓氏錄曰踰部天之三穂命後云云●仁古田村を
按万葉熟田津尓とよめる地名ひとし日本紀饒速日と途幾と訓ず仁古田
饒の義とおもふ●續日本後紀承和三年五月賜小縣郡人[illegible]二丁弾正尹秀

良親王云云親王、嵯峨天皇第二御子也●系書云大江廣元嘉祿元年に卒し
其子親廣其子佐房其子上田太郎佐忝舎弟上田弥次郎長廣等弘安年中人
其子孫各上田ふ任し●國分寺講讀師諸國分寺金光明寺八丈六佛と建
各造七重塔一區写金字金光明經一部講師と置て一國僧尼の司とし
延曆寺並諸大寺三綱任之三綱上座寺主都維那寄領四千町續日本紀よんてあり
玄蕃式云凡延曆寺三綱一任之後任諸國講讀師其上座寺主任
講師都維那任讀師云云
●佐久郡岩村田條　日本紀神武帝磐余の地名廢て先儒考と決し今按
般石余若櫻宮古跡ハ大和國十市郡池内村とし池内所謂市師池是其北石原田是即磐
余王穂宮の跡なるべし石村通して石原とあり石村も通して岩村なる田名
助して後世例多し●安乘村泯家宗安狼寺　永享年中足利成氏
生長の地管領記よんてさり任持ハ智鑑禪師の弟子大井御前寺技光の子後改持光
永壽王の母と兄弟とし安養寺寺領三百貫文佛写百二十三
赤山武百之十余とし今廢せり
●貢御贄條　江家次第東宮御元服條下召菓子鮮物國々より信濃国弓之
●主計式貢絲　續紀狼老元年五月令上総信濃二國始貢絶調●贄布
江次第始て細美よ作る●商布和名多遠曰唐式白絲布俗用手作布三寸と
ちゝれ多分少て遠布なるべし●擂子四合　倭名鈔曰唐韻云擂音与雷同字亦
作罍　本朝式云擂子酒器也江次第二孟旬儀厨御贄の注よ差持御贄
四捧入擂子云云又内堅立三人各持擂子有蓋とへり

信州岩村田 吉澤鷄山藏板

安永二年 癸巳春

江戸室町二丁目 須原屋市兵衛梓

江東書林

東京都立中央図書館蔵

御祈禱言上 折本 価六分

此書は高祖大士所作の御祈禱言上なり 朝夕かんさんの間の肝文なり 行者やたゝ此書を宗門信心の初なるべき御書なり

高祖大并御母君おなじく御法名日蓮大菩薩御代記 二冊 価三匁五分

此書は高祖大并御母君おなじく佛法の要言なり 頭目一篇に御法門の要言なり 心得なるべき御書なり

元政上人臨終之大事 一冊 価壹匁

此書は高祖大士御誕生より御入滅迄一代の事跡を詳しく史安元上人の記せらるゝ所なり 用捨せず書なり

本化高祖紀年錄 十一冊 価十五匁

高祖大菩薩御誕生より御入滅迄の御年代を記す 一事実を記す

立正安國論說義 四冊 価八匁五分

此書は高祖大士当宗を建立かされ 天下を立て法華経を弘め 一事なり 元祖精神の面目 おのおの宗源微妙なり 釈尊の滅後 法華経を宗祖の御魂を以 安国論なり

書肆

茶問屋 駿河屋重五郎

江戸京橋銀座四丁目

国立公文書館
National Archives of Japan